

社会福祉法人みずき福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みずき福祉会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)報酬とは、役員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益である。また、費用とは明確に区別するものとする。
- (3)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（交通費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、役員等が理事会・評議員会に出席し、かつ同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

- (1)理事長報酬
- (2)役員報酬
- (3)評議員報酬

2 定款第21条に定める役員の報酬に対しては、各年度の総額が300万円を超えない範囲で報酬として支給することができる。また、定款第8条に定める評議員の報酬に対しては、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、報酬として支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

- 2 役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬の支払い時期は、毎月25日とする。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

- 2 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は平成29年6月24日より施行する。

この規程施行の日をもって、社会福祉法人みずき福社会役員報酬規程（平成11年4月1日施行（平成20年4月1日一部改正））は廃止する。

別表第1（理事長の報酬）

役職名	月 額
理事長	50,000 円

別表第2（役員報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	15,000 円（ただし理事が法人事業所の管理者の場合は5,000円とする。）
上記の他、法人業務のための職務執行	15,000 円（ただし理事が法人事業所の管理者の場合は5,000円とする。）

(2) 監事

	日 額
理事会等会議への出席	15,000 円
監事監査等への出席	15,000 円
上記の他、法人業務のための職務執行	15,000 円

別表第3（評議員の報酬）

	日 額
評議員等会議への出席	15,000 円
上記の他、法人業務のための職務執行	15,000 円